

岩手県告示第870号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命じた。

平成25年11月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 処分をした年月日 平成25年11月20日

2 処分を受けた者

(1)ア 商号又は名称 協積産業株式会社

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市繫字湯ノ館74番地8

ウ 代表者の氏名 長瀬 路貴

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第6729号

(2)ア 商号又は名称 株式会社恵工業

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上堂四丁目11番29号

ウ 代表者の氏名 菊地 国明

エ 許可番号 岩手県知事許可（特-23）第20463号

3 処分の内容 営業の一部の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲 土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

(2) 期間 平成25年12月5日から平成26年1月3日までの30日間

4 処分の原因となった事実 2に掲げる者の従業員は、盛岡市が発注した建設工事において、盛岡市職員と共謀のうえ、人を欺いて財物を交付させたとして、盛岡地方裁判所から懲役2年執行猶予3年の判決を受け、その刑が確定している。このことが、法第28条第1項第2号に該当すると認められる。